

第1部

埼玉県における 男女共同参画の状況

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として「女性の社会参画」「労働」「家庭生活」「防災」「男女共同参画に関する意識」「教育」「女性に対する暴力の根絶」「健康・福祉」の分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをもとにまとめました。

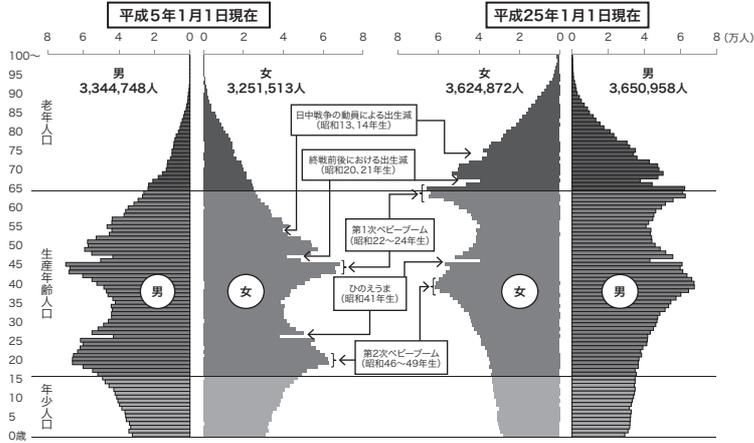
- ※ 統計データについては、できるだけ新しい数値を盛り込むよう努めました。データ名や出典については本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。
なお数値については、単位未満四捨五入のため合計とは必ずしも一致していないところがあります。

■埼玉県における男女共同参画の状況

○県の人口概況

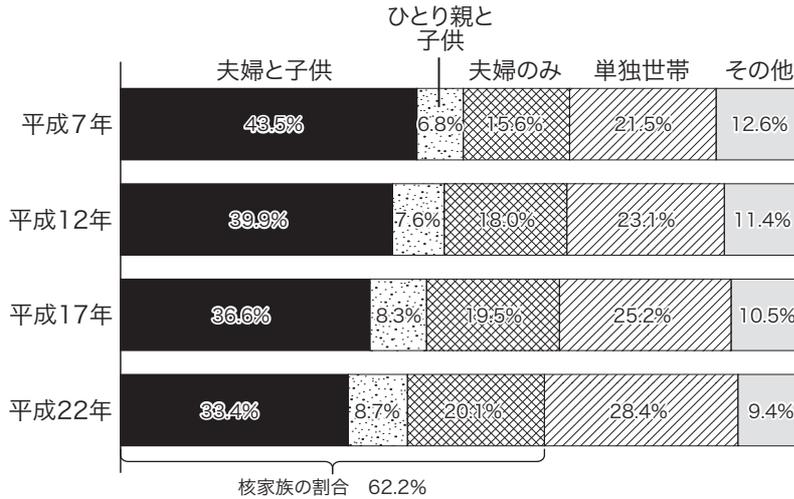
1 人口と世帯

(1) 人口ピラミッド



※ 県統計課（埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告）より。

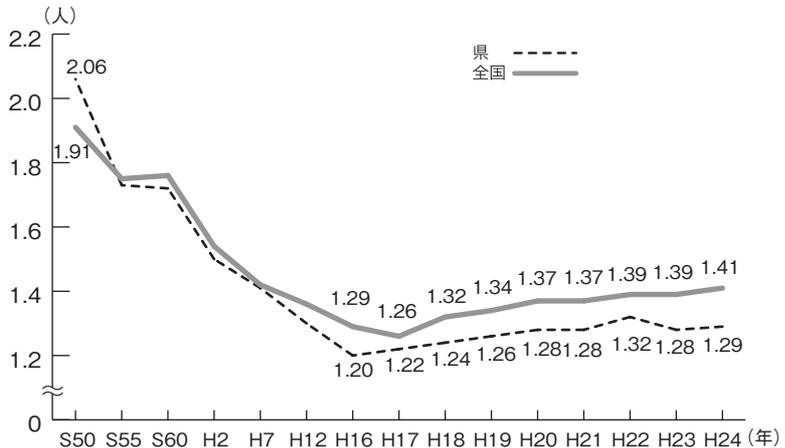
(2) 核家族世帯の割合



※ 総務省（国勢調査）より。

2 人口動態

(3) 合計特殊出生率の推移



※ 厚生労働省（人口動態統計）より。

平成25年1月現在、本県の人口は約727万人で、内訳は女性が約362万人、男性が約365万人である。

また、平均年齢は44.1歳で前年に比べて0.3歳の上昇となり、調査開始以来一貫して上昇している。男女別にみると、女性が45.2歳、男性が43.1歳である。

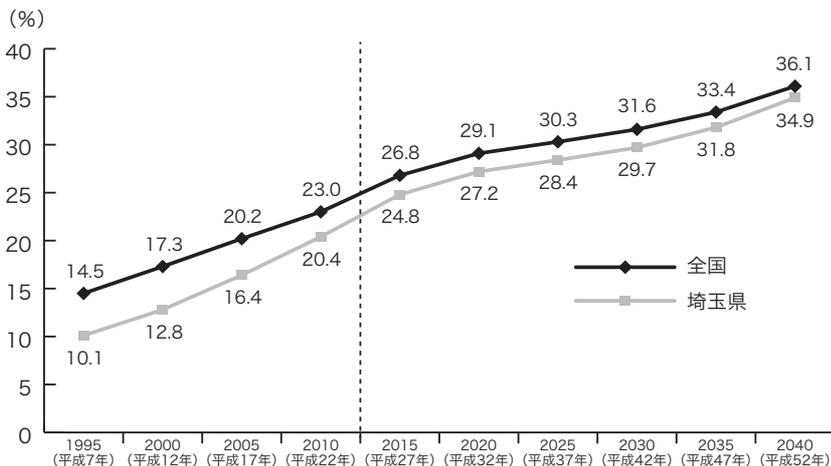
人口ピラミッドは平成5年（20年前）と比較すると、年少人口は少なくなり、逆に55歳以上の年齢層では全体的に人口が多くなっている。

本県一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、62.2%と全国平均（56.3%）より5.9ポイント高く、奈良県に次いで全国2位となっている。

本県の合計特殊出生率^{*}は、第二次ベビーブームの頃は2.4前後であったが、平成16年には1.20まで低下した。平成24年は1.29で、この数値は全国第44位である。

^{*}合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子供を産むとした子供の数。

(4) 高齢化率の見通し



※ 平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より。

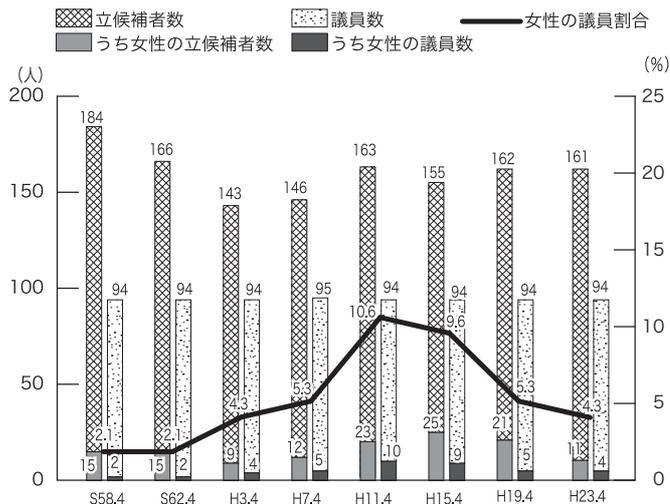
本県の高齢化率*は、平成22年（2010年）の国勢調査では全国で5番目の低さとなっている。しかし、平成12年から22年までの10年間では7.6ポイント増加し、全国で最も高齢化が進んだ。

*高齢化率とは…総人口に占める65歳以上の割合。

○女性の社会参画

1 政治への参画

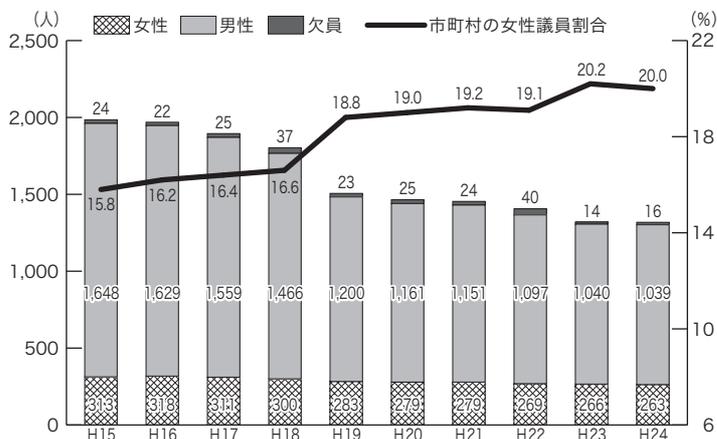
(5) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況



※ 県市町村課より。

昭和58年以降、本県議会議員選挙において、女性の立候補者が最も多かったのは、平成15年の25人である。また当選者数が最も多かったのは、平成11年の10人である。平成23年は、当選者数が4人で、その割合は4.3%となった。

(6) 市町村議会の状況（各年12月31日現在）

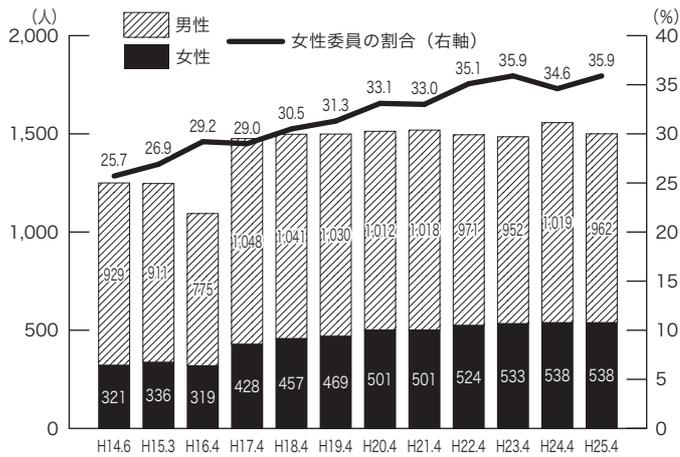


※ 県市町村課より。

平成24年12月現在、県内市町村議会議員における女性の数は263人（市208人、町村55人）で、その割合は、市が20.6%、町村が17.7%、全体で20.0%である。女性議員の数が多いい市は、さいたま市が12人、川口市が11人、川越市と所沢市が9人、町村では三芳町が5人となっている。

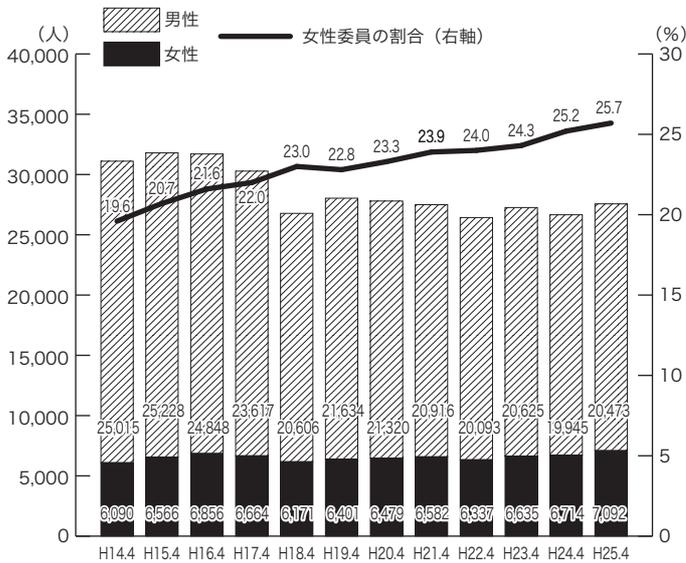
2 審議会等への参画

(7) 本県審議会等における女性の委員数と割合の推移



※ 県男女共同参画課より。

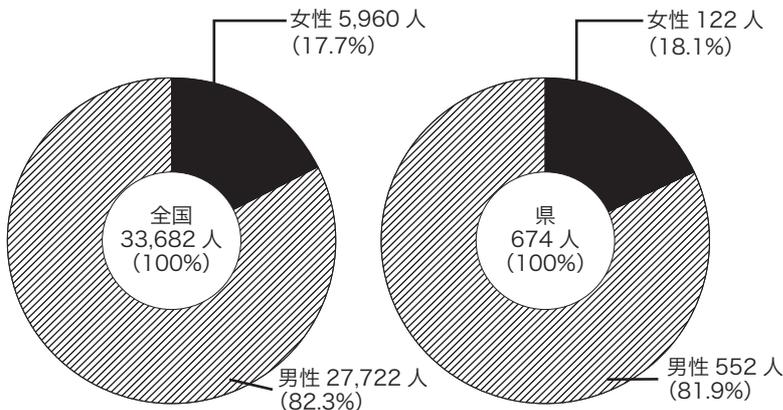
(8) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移



※ 県男女共同参画課より。

3 司法への参画

(9) 弁護士の男女比 (平成25年4月1日現在)



※ 日本弁護士連合会事務局より。

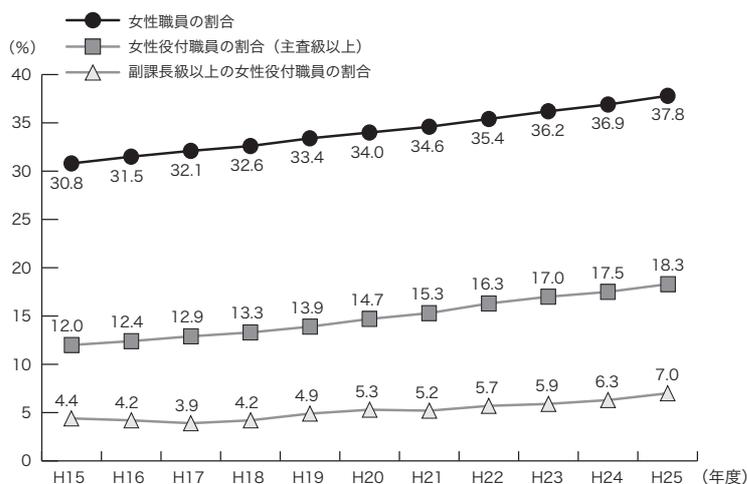
平成25年4月現在、本県の審議会等委員総数1,500人のうち、女性の委員は538人で、その割合は35.9% (前年比1.3ポイント増) である。

平成25年4月現在、県内市町村の審議会等委員総数27,565人のうち、女性の委員は7,092人で、その割合は25.7%である。女性の委員割合が高い市町村は、鶴ヶ島市35.1%、蕨市33.6%、北本市33.5%となっている。

本県の弁護士総数674人のうち、女性の弁護士は122人である。また、その割合は18.1%で、全国平均 (17.7%) より0.4ポイント高い。

4 県・市町村における女性の職員

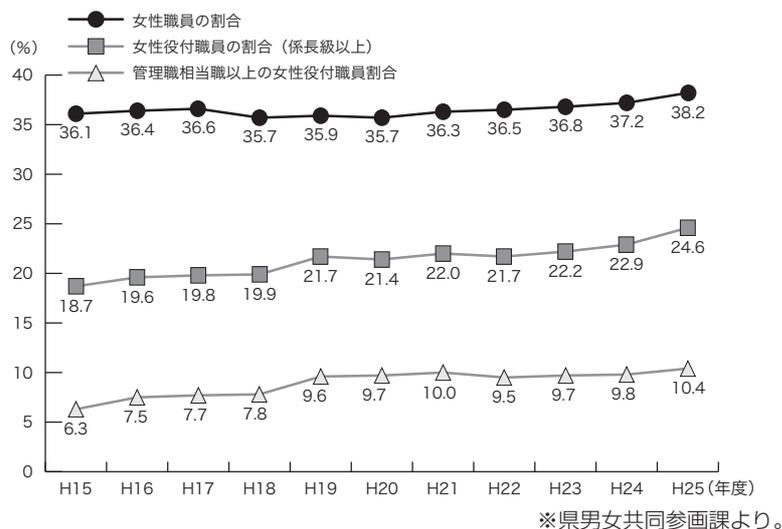
(10) 県における女性の職員・役付職員の割合



※1 県人事課より。

※2 知事部局・病院局のみ。大学教員は除く。

(11) 市町村における女性の職員・役付職員の割合



※県男女共同参画課より。

平成25年4月1日現在、本県の女性職員は8,826人中3,332人で、割合は37.8%となっている。

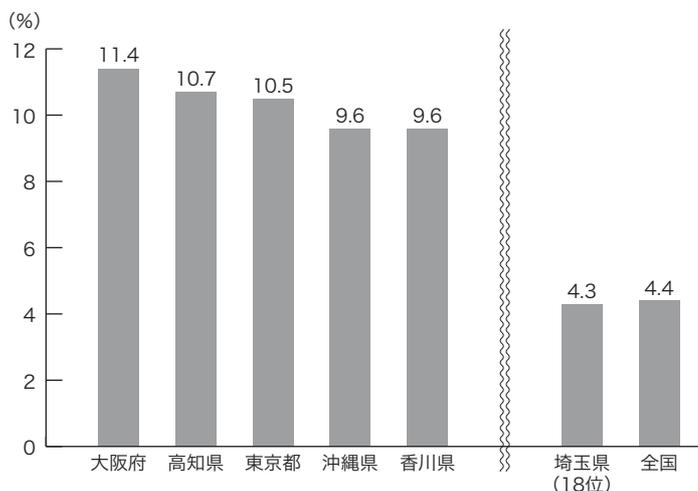
また、平成25年4月1日現在、本県の女性役付職員（主査級以上）は、4,235人中776人（18.3%）、そのうち副課長級以上である女性役付職員は827人中58人（7.0%）であり、いずれもその割合は年々高まっている。

平成25年4月1日現在、県内の市町村における職員数のうち女性の割合は38.2%、役付職員の割合は24.6%である。

また、管理職相当職以上の職員のうち、女性職員の割合は10.4%となっている。

5 地域における参画

(12) 自治会長に占める女性の割合

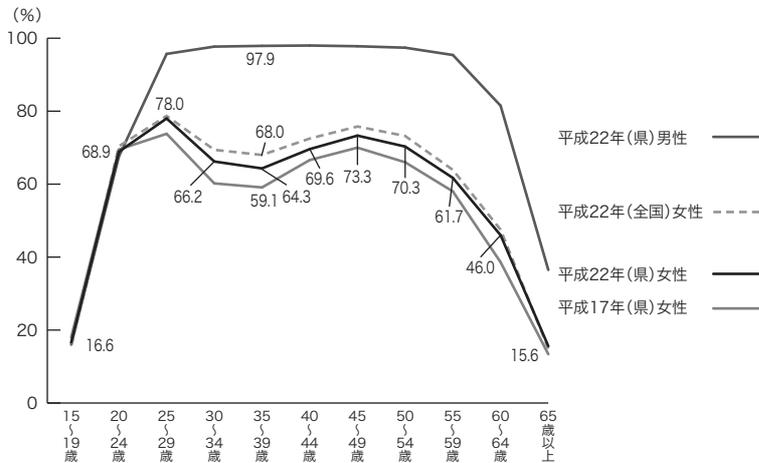


※ 内閣府（平成24年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）より。

平成24年4月1日現在、自治会長に占める女性の割合は4.3%（全都道府県中18番目）であり、全国平均の4.4%よりやや下回っている。

1 女性の労働力人口

(13) 年代別の女性の労働力率



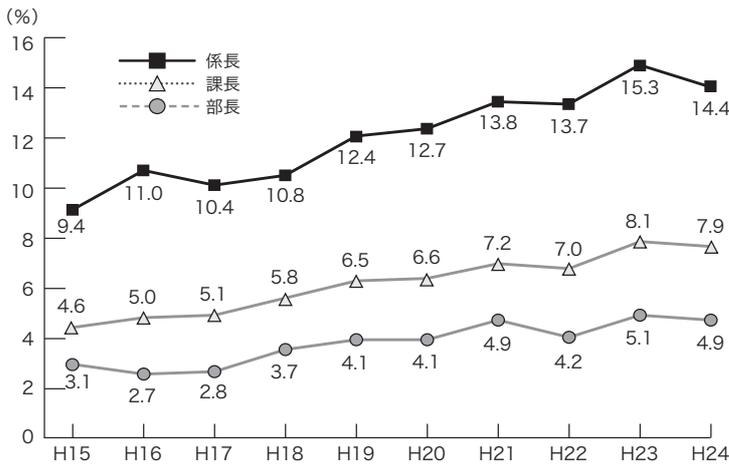
※ 総務省（平成22年国勢調査）より。

平成22年の本県の女性労働力率※を年代別にみると、25～29歳の層の78.0%と45～49歳の層の73.3%を2つの頂点として、35～39歳の64.3%を底とするM字型曲線を描いている。平成17年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

※労働力率…15歳以上の人口（労働力状態不詳を除く）に占める働く人の割合。

2 民間企業等における女性

(14) 役職別管理職に占める女性割合の推移（全国）

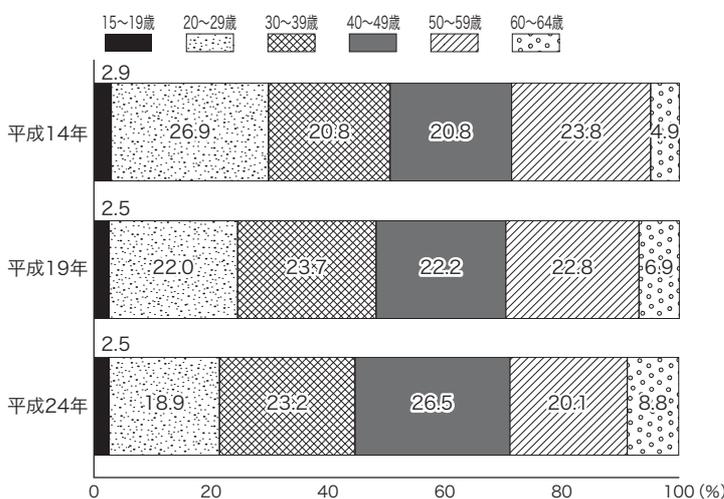


※ 厚生労働省（賃金構造基本統計調査）より。

平成24年の全国の民間企業（従業員数100人以上）における女性管理職割合は、部長相当職は4.9%、課長相当職は7.9%、係長相当職は14.4%と、いずれも前年より下回った。

3 女性の雇用者の状況

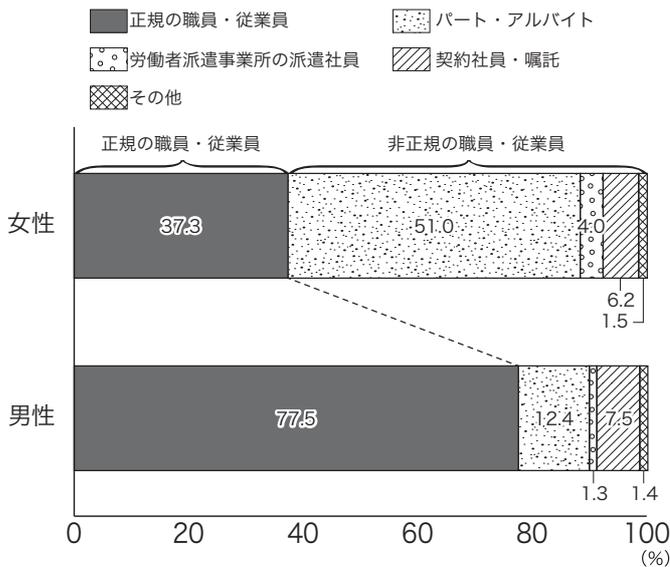
(15) 女性雇用者（15～64歳）の年代別比率推移



※ 総務省（就業構造基本調査）より。

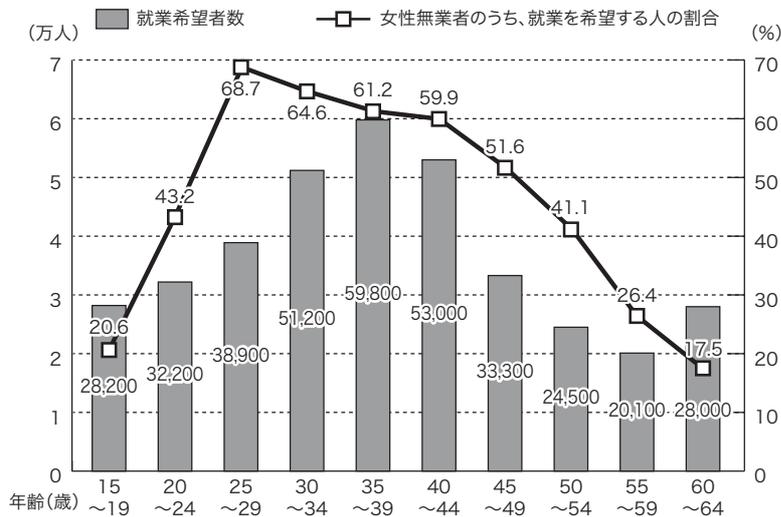
本県の15～64歳の女性雇用者1,303千人を年代別にみると、前回調査（平成19年）から比べて、40～49歳の層と60歳以上の比率は増加し、20歳代と50歳代の比率は減少した。

(16) 女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合



※ 総務省（平成24年就業構造基本調査）より。

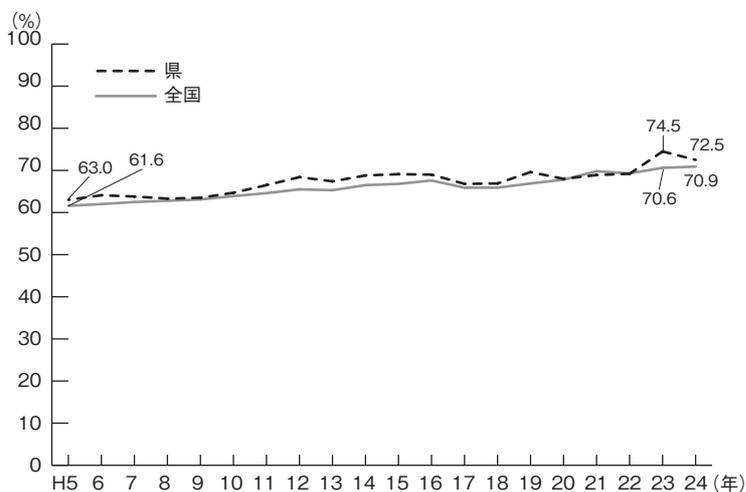
(17) 無業者のうち就業を希望する女性の数



※ 総務省（平成24年就業構造基本調査）より。

4 賃金

(18) 男女の賃金格差の推移



※ 厚生労働省（賃金構造基本統計調査）より。

本県の女性雇用者（役員を除く）に占めるパート・アルバイトの比率は、51.0%で全国で最も高くなっている。（全国平均44.3%）

非正規雇用は女性の6割以上を占める一方、男性では約2割となっている。

※パート、アルバイト等の雇用形態は勤め先での呼称による。

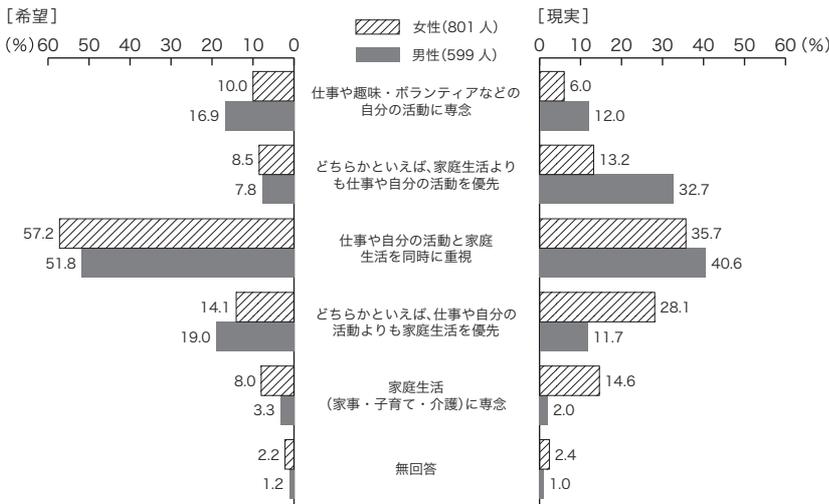
本県の就業していない女性163万人のうち、就業を希望する女性は42万5千人（26.1%）いる。その割合は、全国で4番目に高く、全国22.9%に比べ、3.2ポイント高くなっている。

本県における平成24年の男性一般労働者の平均賃金水準（所定内給与額）を100(321,600円)とした場合、女性一般労働者の水準は72.5(233,100円)となっている。

※所定内給与額とは、決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

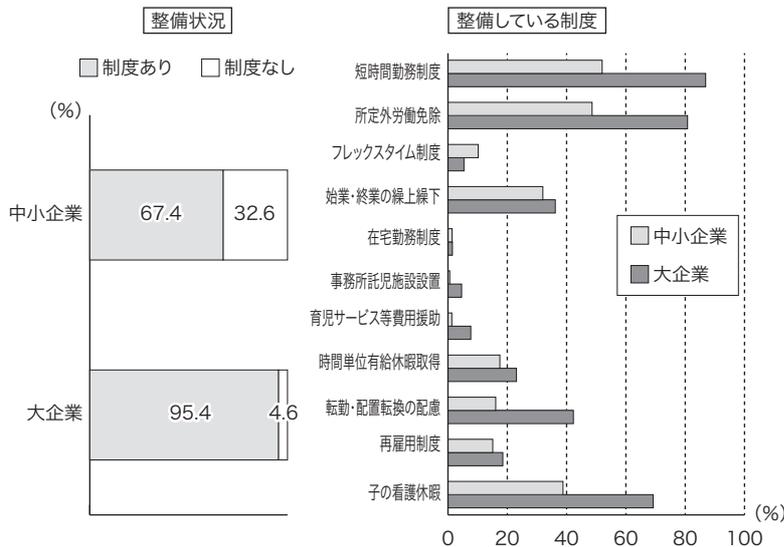
5 家庭と仕事の両立支援

(19) 家庭生活の優先度



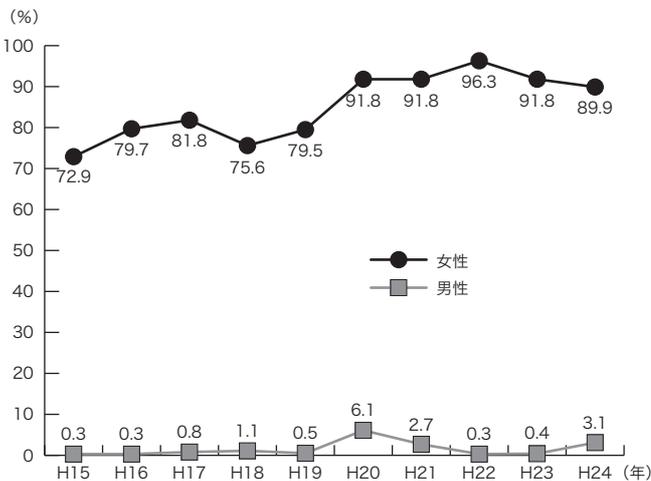
※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

(20) 仕事と育児の両立支援



※ 県勤労者福祉課（平成24年度中小企業賃金実態調査）より。

(21) 育児休業取得率（県内中小企業）



※ 県勤労者福祉課（平成24年度中小企業賃金実態調査）より。

希望・現実ともに、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男女双方で最も多い。

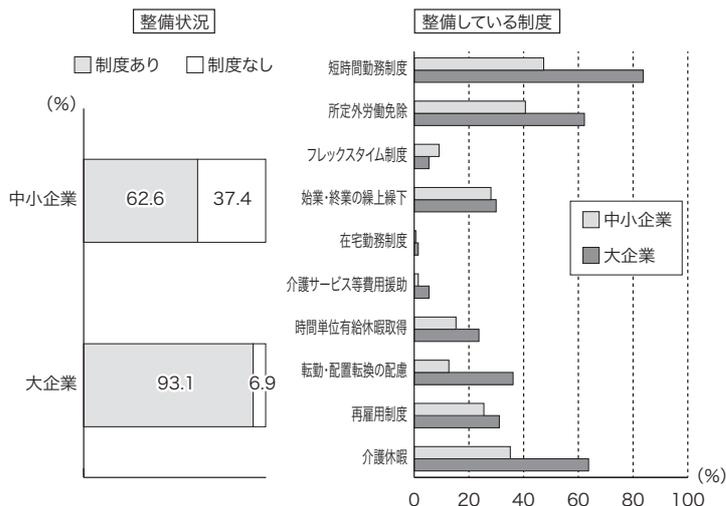
〔現実〕で2番目に多いのは、女性が「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」で、男性が「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」となっている。

仕事と育児の両立支援制度のある事業所は、県内中小企業で629事業所のうち、424事業所（67.4%）であった。大企業では130事業所のうち124事業所（95.4%）が支援制度があると回答している。

県内中小企業では、昨年度に出産（男性の場合は配偶者が出産）した育児休業取得対象労働者のうち、育児休業を取得した労働者の割合は、男性3.1%、女性89.9%であった。男性の育児休業取得率は前年から2.7ポイント増加した。

また、県内の大企業において、育児休業を取得した労働者の割合は、男性4.9%、女性94.8%であった。

(22) 仕事と介護の両立支援



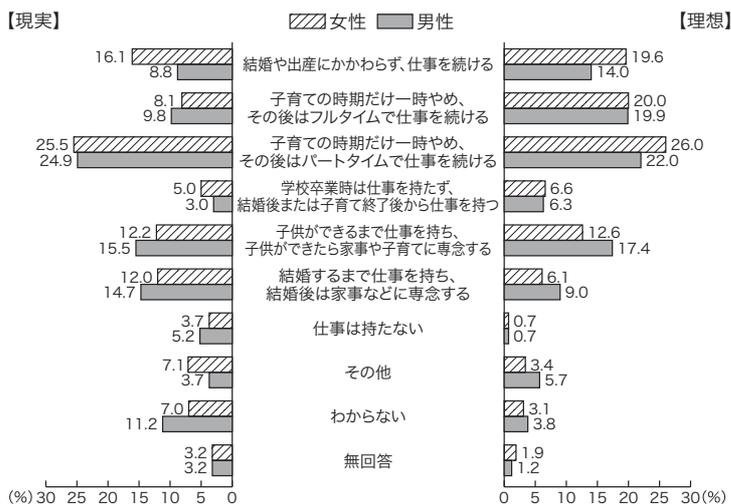
※ 県勤労者福祉課（平成24年度中小企業賃金実態調査）より。

仕事と介護の両立支援制度のある事業所は、県内中小企業で62.2%であった。利用できる制度としては、育児・介護ともに「短時間勤務制度」が最も多く5割前後に上り、次いで「残業、休日勤務などの所定外労働の免除」となった。

○家庭生活

1 ライフスタイル

(23) 女性の働き方の理想と現実

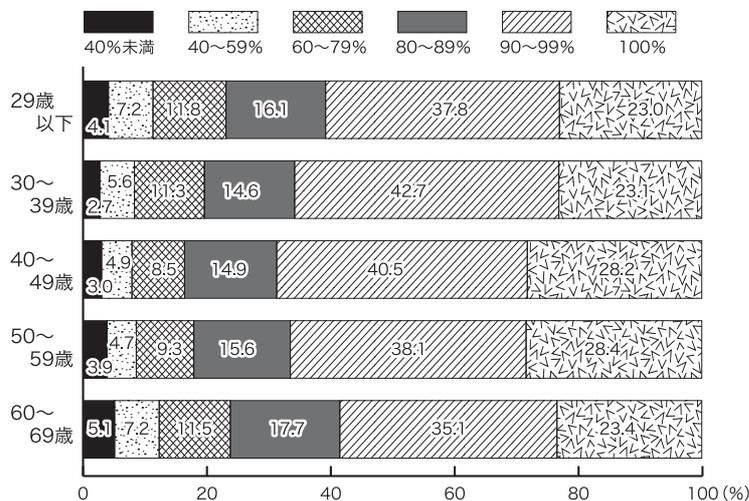


※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

女性の働き方について、男女とも「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が理想と現実共に最も多くなっている。

※女性の働き方の実態は、女性を「自分自身の働き方」、男性を「妻の働き方」とする。

(24) 年齢別に見た妻の家事分担割合 (全国)

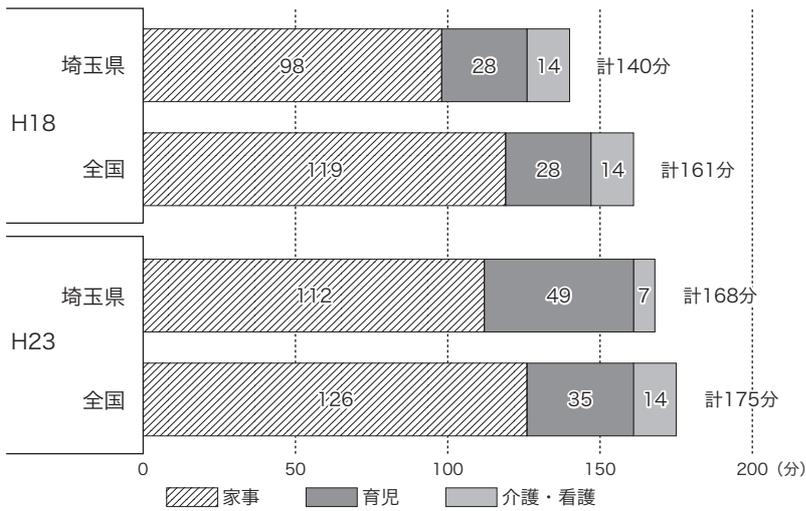


※ 国立社会保障・人口問題研究所（第4回全国家庭動向調査：平成20年）より。

家事の80%以上を妻が担っている妻集中型は、20歳代(76.9%)と60歳代(76.2%)を除いたすべての年齢層で8割を超えている。また夫が全く家事をしないケースは、40、50歳代では3割近くに達している。20、30歳代及び60歳代ではその割合は多少低くなるものの、20歳代でも夫の2割程度は全く家事をしていない。

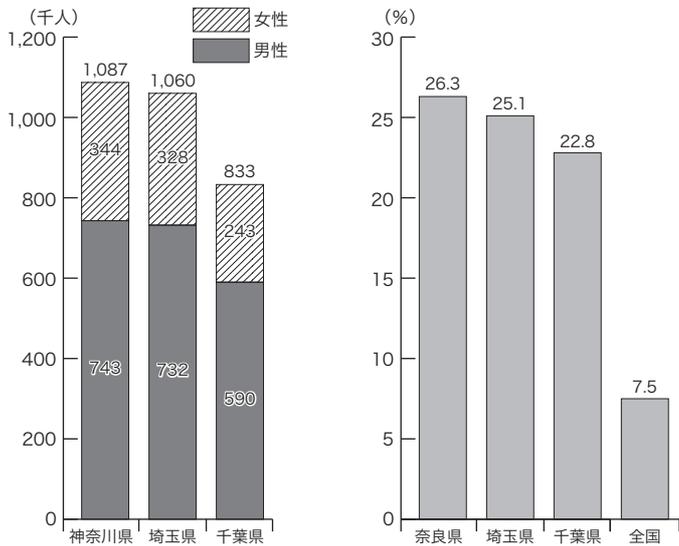
2 男性にとっての男女共同参画

(25) 男性の家事・育児・介護等の時間数(週当たり)



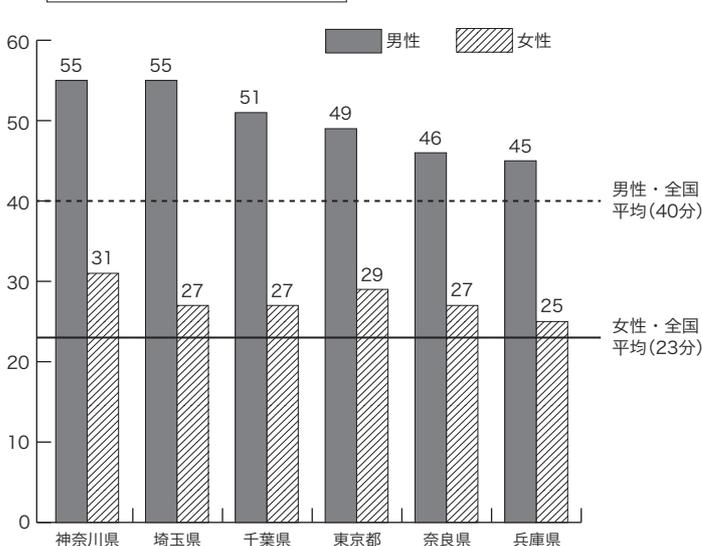
※ 総務省(社会生活基本調査)より。

(26) 他県への通勤・通学者数とその割合



※ 総務省(平成22年国勢調査)より。

通勤・通学時間(分)



※ 総務省(平成23年社会生活基本調査)より。

本県の10歳以上の男性について、週全体平均の1日の生活時間をみると、前回調査時(平成18年)と比べて家事・育児時間が長くなっていて、介護・看護時間を含めた時間数は28分(1日当たり4分)長くなっている。

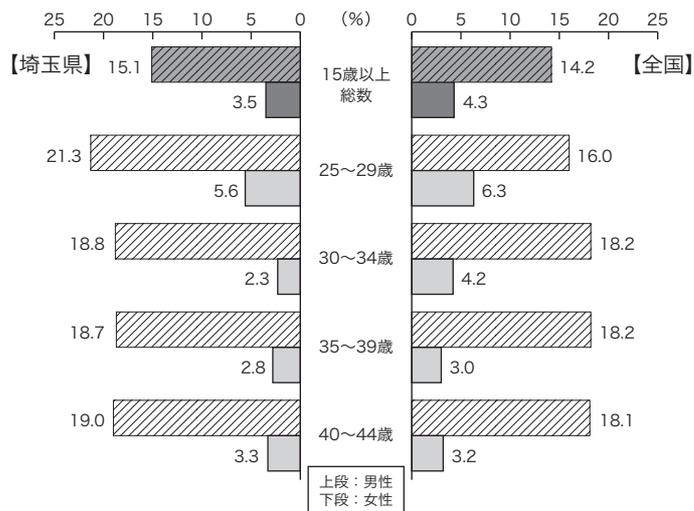
さらに、15歳以上の有業者では、育児時間は1日あたり10分で全国平均7分を上回り、大分県と並ぶ全国一であった。

他県への15歳以上の通勤・通学者数は約106万人で、全国で2番目に多く、その割合も奈良県に次いで全国2位となっている。

通勤・通学時間は男女ともに長く、男性は55分で神奈川県と並び全国一位、女性も千葉県、奈良県と並び27分で、全国で3番目の長さになっている。

※25~34歳の男性の通勤・通学時間…59分で全国第3位(全国49分)
35~44歳の男性の通勤・通学時間…72分で全国第1位(全国53分)

(27) 子育て世代の長時間労働(週60時間以上就業している人の割合)

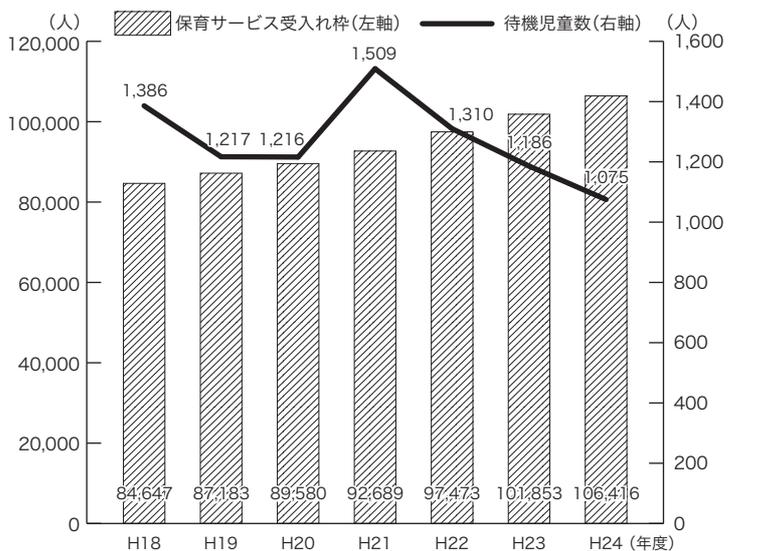


※ 総務省(平成24年就業構造基本調査)より。

本県の年間就業日数200日以上
の15歳以上の有業者で、週60
時間以上就業している男性の割
合は、全国(14.2%)より0.9
ポイント高く、15.1%となっ
ている。

3 子育ての社会的支援

(28) 保育所待機児童数・保育サービス受入れ枠



※ 県少子政策課より。

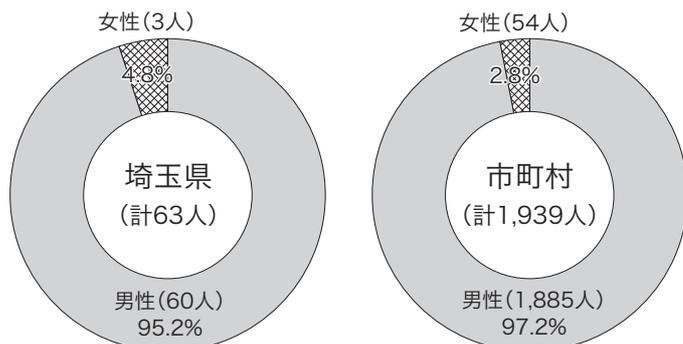
本県の平成24年度の待機児童
数は1,075人で、対前年比マイ
ナス111人で3年連続の減少と
なった。

また、保育サービス受入れ枠
も年々拡大し、4,563人増加の
106,416人となっている。

○防災

1 防災分野における参画

(29) 県・市町村防災会議での女性委員の割合

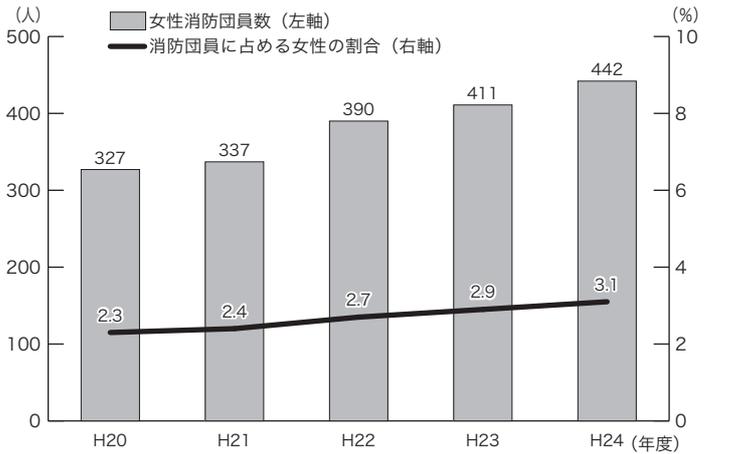


※ 県男女共同参画課より。

平成24年度の防災会議での女
性委員が占める割合は、本県で
は63人中3人(4.8%)で全国
平均(5.1%)より0.3ポイント
低くなっている(平成24年10月
1日現在)。

県内の市町村では1,939人中
54人(2.8%)であった。

(30) 消防団員に占める女性の割合



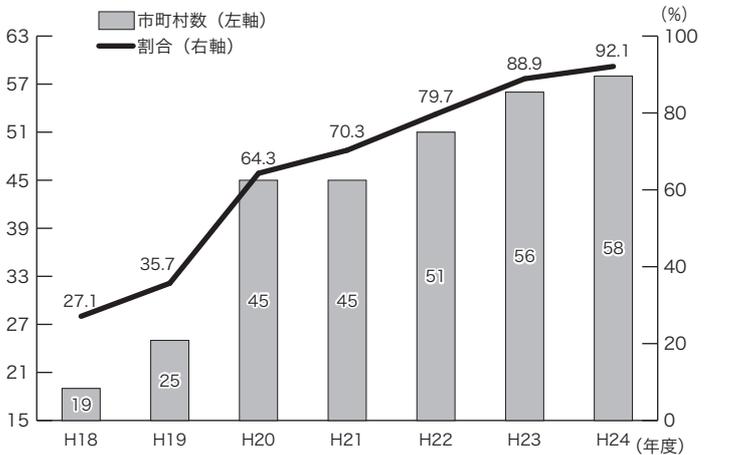
※ 県消防防災課より。

平成24年4月1日現在、本県の女性消防団員数は、14,278人中442人(3.1%)であり、年々その割合は増加している。

また、全国では2.3%となっており、県が0.8ポイント上回っている。(全国の値は消防庁「平成24年版消防白書」より)

2 避難所における配慮

(31) 避難所における女性配慮規定のある市町村数



※ 県消防防災課より。

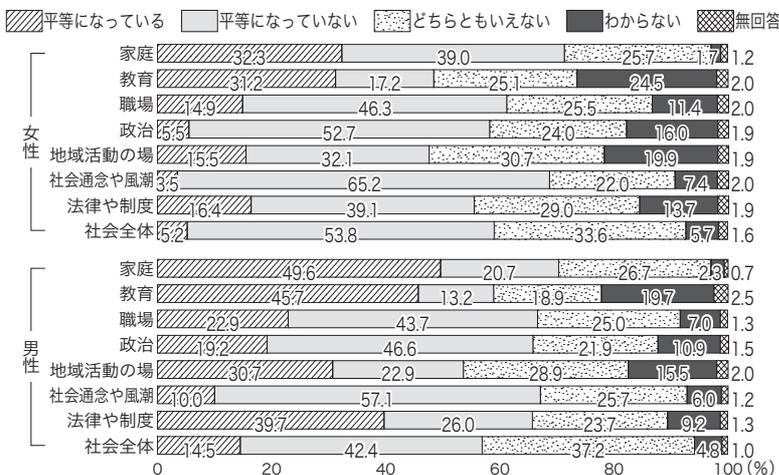
平成24年度末現在、地域防災計画において避難所における女性配慮規定*のある市町村は63のうち58市町村(92.1%)となっている。

*避難所における女性配慮規定
…避難所において、安全・安心・快適といった女性のニーズに配慮することを地域防災計画の中で定めたもの。

男女共同参画に関する意識

1 男女平等に関する意識

(32) 男女の地位の平等感

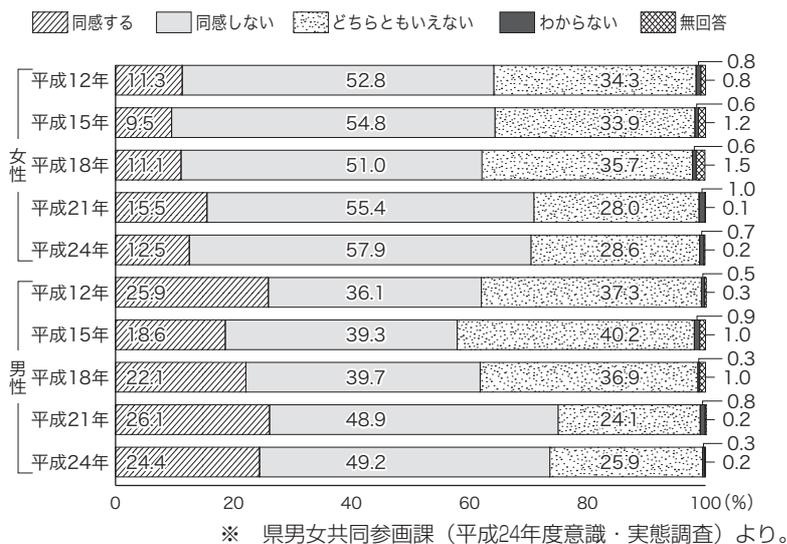


※ 県男女共同参画課(平成24年度意識・実態調査)より。

男女ともに、「家庭」で最も多く「平等」と感じている。「職場」「政治」「社会通念や風潮」では依然不平等感が強くなっている。

2 性別による役割分担意識

(33) 性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～



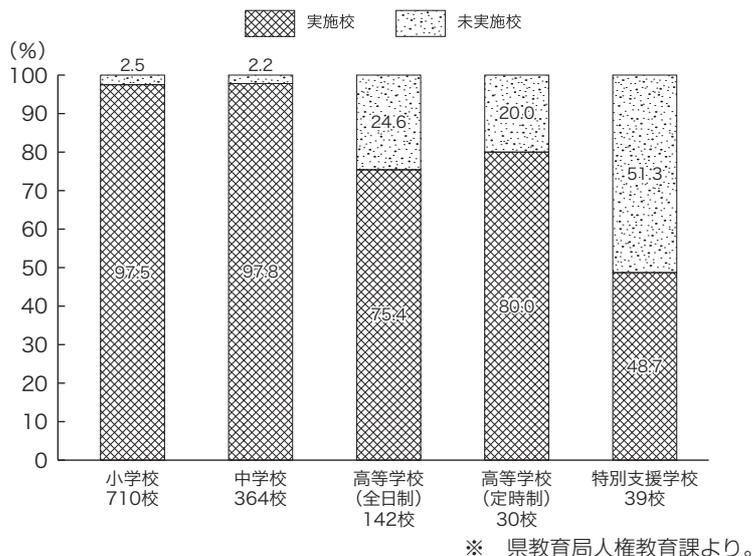
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対して、「同意しない」は女性で6割近く、男性も半数近くになり、年々増加してきている。一方、「同意する」は女性、男性ともに前回調査より減少した。

○教育

1 公立学校での男女平等教育の推進状況

(34) 男女平等教育の推進状況

(教科等における計画的な取組の実施率等：平成25年3月)

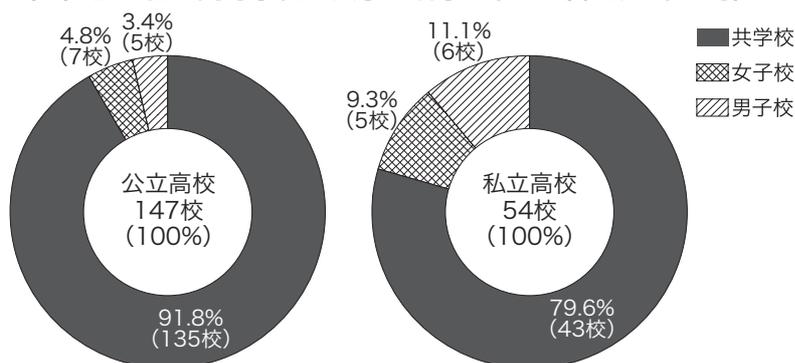


平成25年3月現在、各学校における男女平等教育の推進状況（教科等における計画的な取組の実施率等）は、公立小学校が97.5%（692校）、公立中学校が97.8%（356校）、公立高等学校（全日制）が75.4%（107校）、公立高等学校（定時制）が80.0%（24校）、公立特別支援学校が48.7%（19校）である。

- ※1 私立高校は含まない。
- ※2 さいたま市立小・中・高等学校等は含まない。

2 高等学校の男女共学、別学の状況

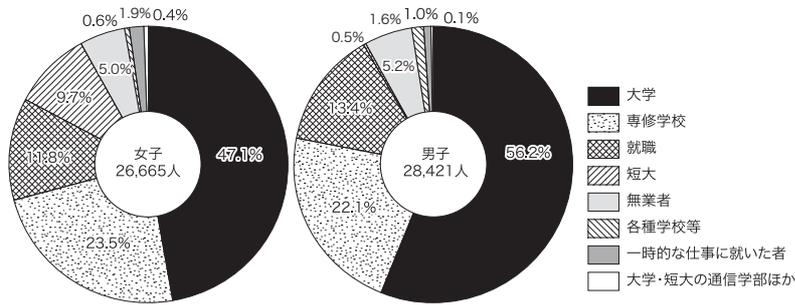
(35) 公・私立高等学校の共学、別学の状況（平成25年5月）



平成25年5月現在、本県の高等学校における共学校の割合は、公立が91.8%、私立が79.6%である。

3 高等学校卒業者の進路

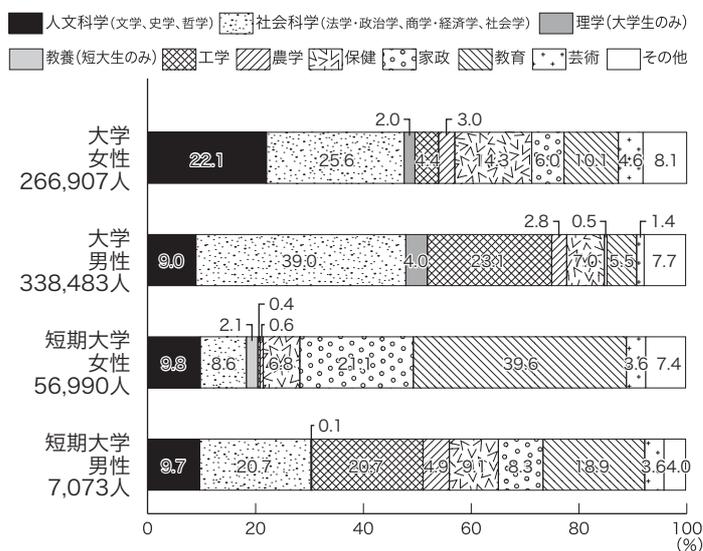
(36) 高等学校卒業者（現役）の進路（平成24年3月卒業者）



※ 文部科学省（平成24年度学校基本調査）より。

4 大学等への入学と専攻分野

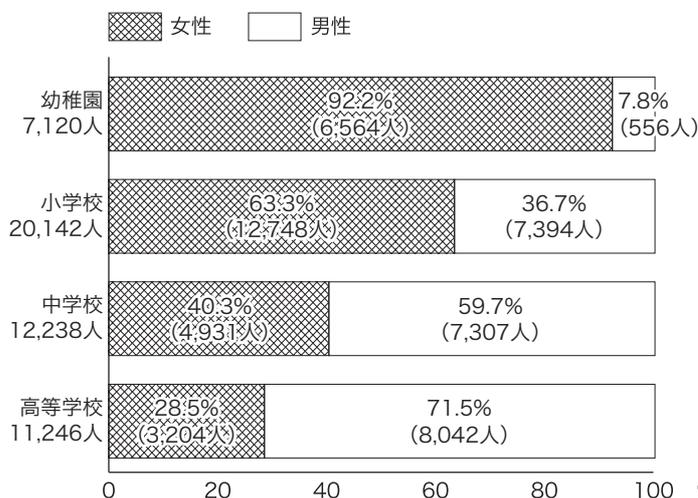
(37) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）



※ 文部科学省（平成24年度学校基本調査）より。

5 女性の教員

(38) 女性の教員の占める割合



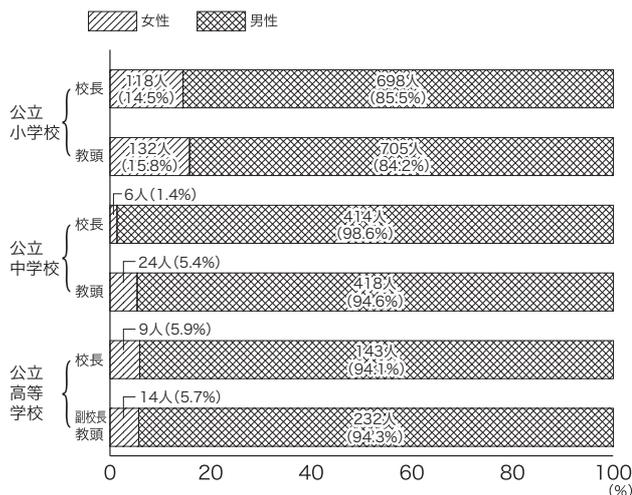
※ 文部科学省（平成24年度学校基本調査）より。

平成24年3月に県内の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が47.1%と最も高い。続いて、専修学校、就職、短大となっている。短大等を合わせた女子の大学等進学率は、57.2%（全国平均55.5%）で全国10位となっている。

大学に入学した女性の25.6%が社会科学、続いて22.1%が人文科学を専攻し、男性の39.0%が社会科学、続いて23.1%が工学を専攻している。短期大学に入学した女性の39.6%が教育、続いて21.1%が家政を専攻し、男性は工学及び社会科学をそれぞれ20.7%が専攻している。

平成24年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数は50,746人で、そのうち女性教員の割合は54.1%である。その割合は、幼稚園が最も高く、高等学校が最も低い。

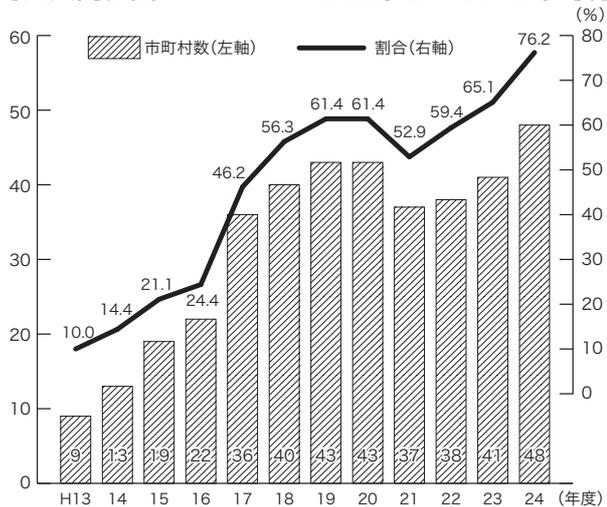
(39) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数



※ 文部科学省（平成24年度学校基本調査）より。

6 生涯学習の推進

(40) 男女共同参画アドバイザーが登録されている市町村数



※ 県教育局生涯学習文化財課より。

平成24年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は、小学校では校長が118人で14.5%、教頭が132人で15.8%、中学校では校長が6人で1.4%、教頭が24人で5.4%、高等学校では校長が9人で5.9%、副校長・教頭が14人で5.7%である。

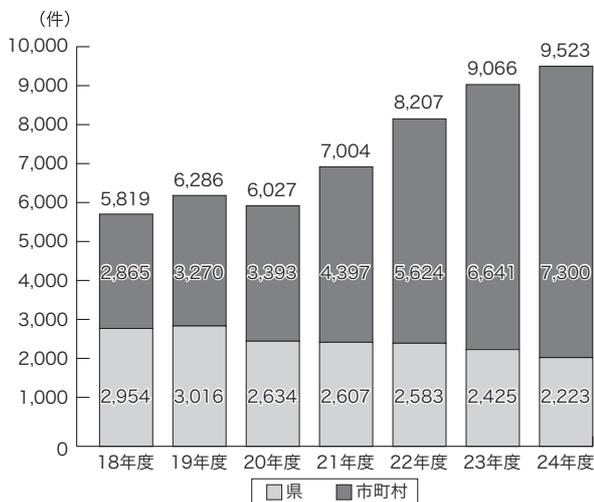
平成24年度に県の男女共同参画アドバイザー養成講座を修了し、「埼玉県男女共同参画アドバイザー」として登録されている人がいる市町村は63市町村中、48市町村（76.2%）、212人であった。

※埼玉県男女共同参画アドバイザー
…家庭や職場、地域、学校など各分野で男女共同参画の視点を持って、学習や活動の支援、相談活動などを行う。

○女性に対する暴力の根絶

1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

(41) DV相談件数



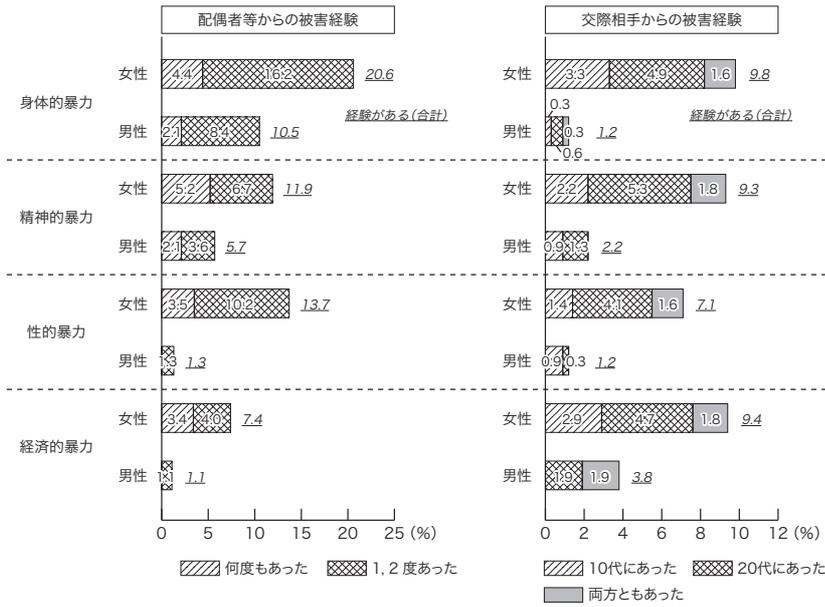
※ 県男女共同参画課より。

県のDV相談の受付件数は、平成24年度は2,223件となっている。また、市町村が受けたDVに関する相談の総計は、平成24年度は7,300件となっている。

※県：婦人相談センター、男女共同参画推進センター及び女性相談員が受けたDV相談件数の合計
※市町村：DVに関わる総相談件数（全庁分）

2 配偶者等から受けた暴力

(42) 配偶者等からの被害経験・交際相手からの被害経験



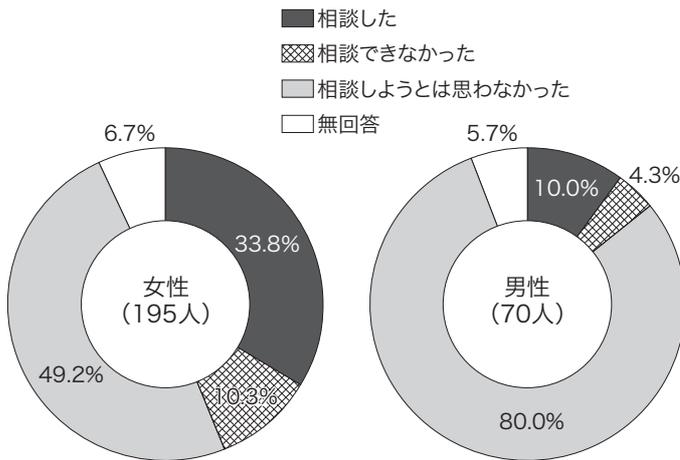
※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

配偶者等又は10～20歳代の結婚前に交際相手から受けた暴力のうち、最も多いのはいずれも身体に対する暴力である。また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っている。

- ・身体的暴力…なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する行為
- ・精神的暴力…人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ
- ・性的暴力…性的な行為の強要
- ・経済的暴力…必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせるなど、経済的に弱い立場に立たせる行為

※「経験はまったくない」、「無回答」は省略。

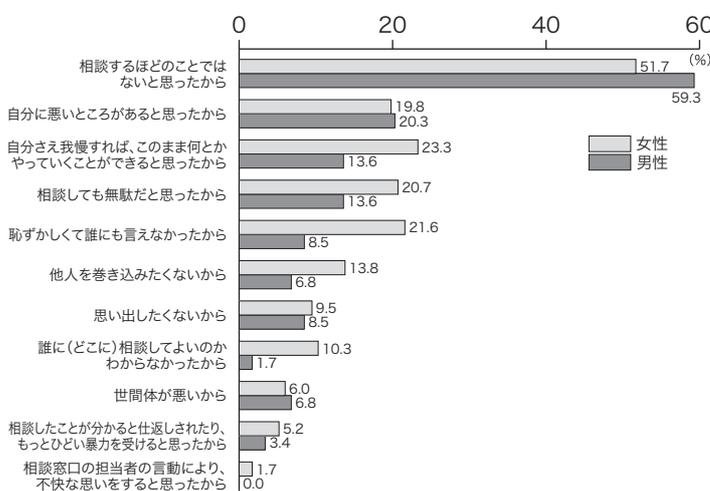
(43) 配偶者等から受けた暴力に関する相談



※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

配偶者等から受けた暴力について、相談状況を男女別にみると、「相談した」女性は33.8%、男性は10.0%である。一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性は59.5%、男性は84.3%で、大部分の人が相談していない状況である。

(44) 相談できなかった理由



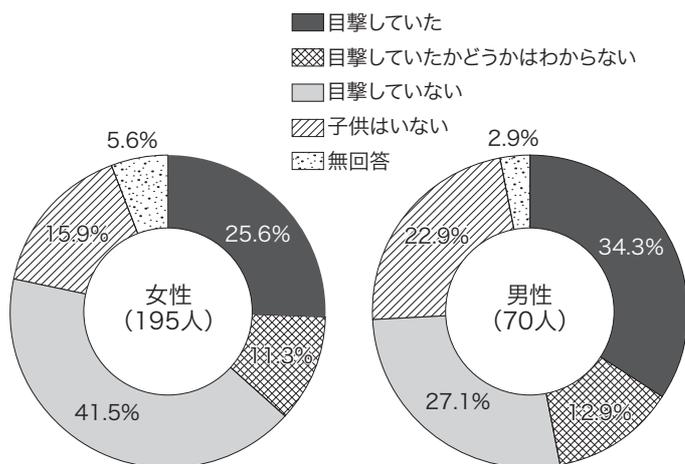
※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く女性は51.7%、男性は59.3%を占めている。

※「その他」、「無回答」は省略。

3 子供への影響

(45) 子供の目撃の有無

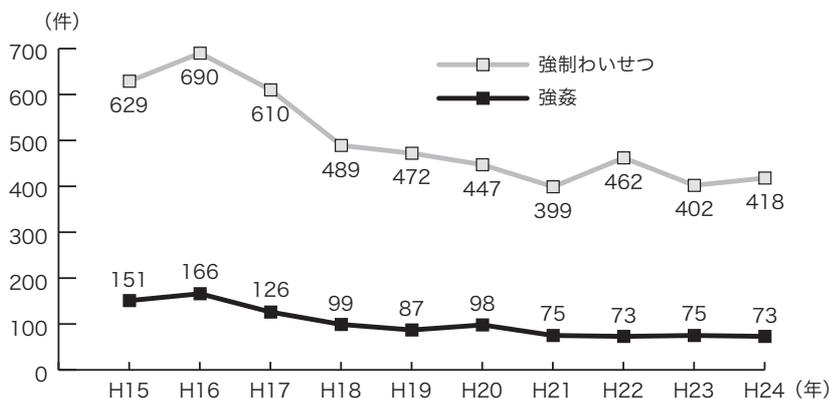


※ 県男女共同参画課（平成24年度意識・実態調査）より。

配偶者等から暴力を受けた際に、子供がその様子を「目撃していた」は男性で34.3%、女性で25.6%となっており、暴力を受けた男性の3人に1人、女性の4人に1人は、子供がその暴力を目撃している。

4 性犯罪の実態

(46) 強姦・強制わいせつの認知件数



※ 県警察本部刑事総務課より。

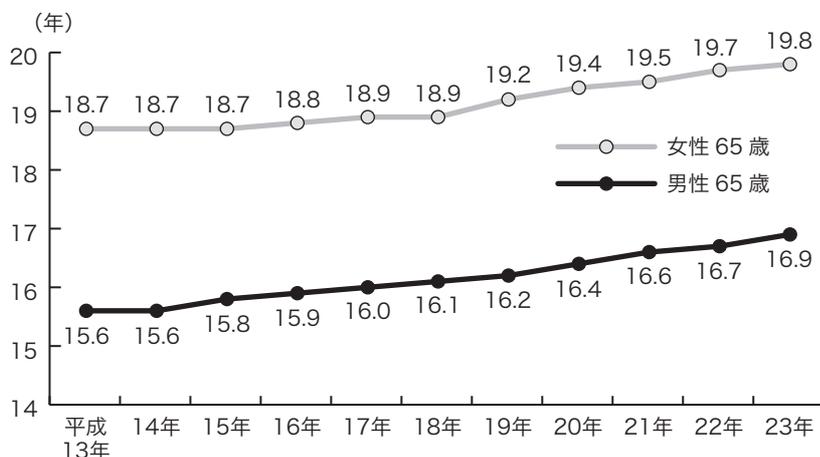
強制わいせつの認知件数は平成16年から減少傾向が続いていたが22年は増加に転じ、23年には一旦減少したものの、24年は418件と、前年に比べ16件増加した。

強姦の認知件数は、平成16年から減少が続き、20年に一旦増加したが、21年に減少した後は73~75件で推移している。

○健康・福祉

1 高齢社会

(47) 健康寿命の推移

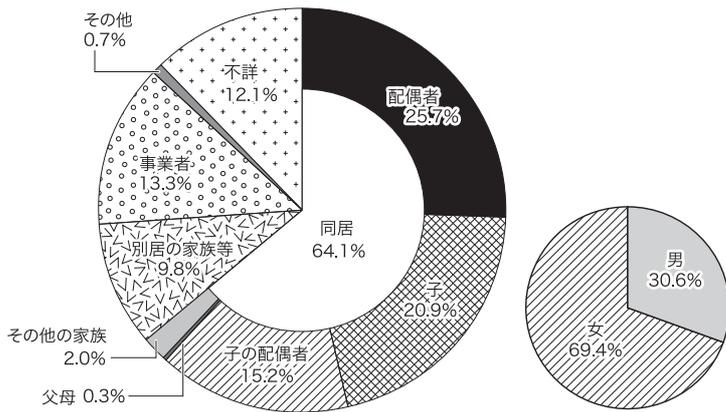


※ 県衛生研究所より。

本県の平成23年の健康寿命※は、女性19.8年、男性16.9年で、平成13年からの11年間、男女ともにほぼ毎年伸び続けている。

※健康寿命…65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上に認定されるまでの期間。

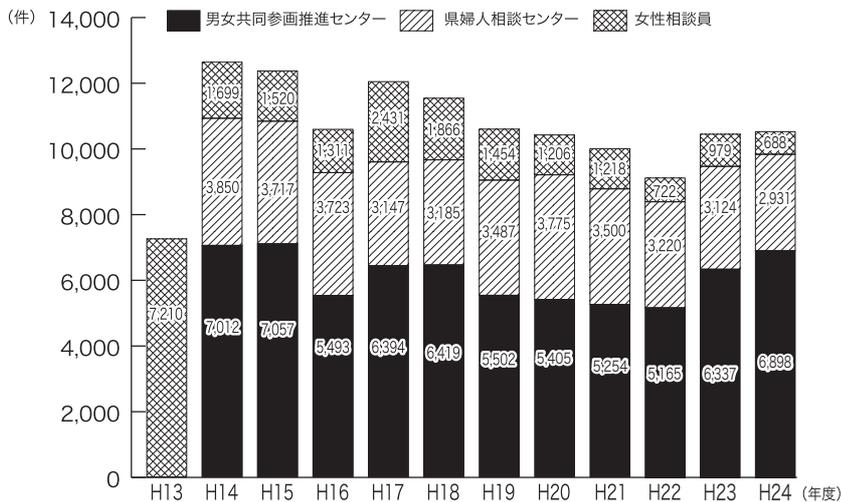
(48) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等（全国）



※ 厚生労働省（平成22年国民生活基礎調査）より。

2 相談の受付状況

(49) 人間関係、家族、夫婦、DVなどに関する相談受付状況



※ 県男女共同参画課より。

主な介護者の、要介護者等との続柄をみると、要介護者と同居している家族等介護者が64.1%、別居している家族等介護者が9.8%、事業者は13.3%となっている。

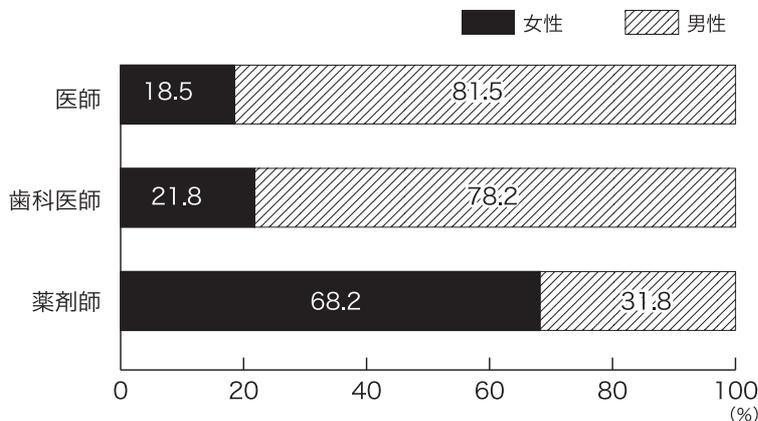
他方、介護の担い手としての女性を取り巻く状況を見ると、同居の主な介護者の7割は女性である。

相談件数は、平成14年度に、婦人相談センターDV相談室及び男女共同参画推進センターを開設したことにより、大きく増加した。

平成24年度の状況は男女共同参画推進センターで6,898件、婦人相談センターで2,931件、福祉事務所等での女性相談員が688件、合計10,517件の相談を受け付けた。

3 医療従事者の女性割合

(50) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



※1 厚生労働省（平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査）より。

※2 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

平成22年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は、医師が10,259人中1,897人(18.5%)、歯科医師が4,975人中1,083人(21.8%)、薬剤師が9,977人中6,801人(68.2%)となっている。